

第 1 章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景・目的

都市化や核家族化が進む中で、家族や地域のつながりが薄れ、祖父母や近隣から子育ての支援を得ることができず、子育てにおける父母の負担が増加し、育児不安やストレス、児童の虐待などの問題が発生しています。

また、経済状況や企業経営を取りまく環境が厳しい中で、共働き家庭は増加し続ける一方、仕事と子育ての両立の困難さから、出産後の女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。

国では、少子化対策と子育て支援施策を推進するため、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法を定め、これに伴い市では、平成 17 年 3 月に平成 17 年度から平成 21 年度までを計画期間とする「東松山市次世代育成支援行動計画（前期）」を策定し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや、地域における総合的な子育て支援の推進に取り組んできました。

その後継計画である「東松山子どもすこやかプラン」の後期計画が終了するに先立って、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法^{※1}が成立・公布されました。

子ども・子育て関連 3 法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付（施設型給付）と、小規模保育園などへの給付（地域型保育給付）が創設されたほか、地域子育て支援拠点事業など 13 の地域子ども・子育て支援事業が位置づけられました。

また、新制度では、幼児期の質の高い学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援を、基礎自治体である市町村が実施主体となって総合的・計画的に推進することとしています。

さらに、若者も含めた取組としては、平成 22 年 4 月に「子ども・若者育成支援推進法」が施行され、また、同年 7 月には「子ども・若者ビジョン」が策定され、子ども・若者育成支援施策を総合的に推進するための取組は大きな転換期を迎えています。

本計画は、新たな制度の趣旨に則るとともに、これまで市が取り組んできた子育て支援施策をより一層充実しながら、次世代を担う子ども・若者の健やかな成長と自立を支援していくため、幼児期から学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、青少年の健全育成を図るなど、子ども・若者の支援を一体的に推進することを目的としています。

※1 子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律。

2 計画の性格と位置づけ

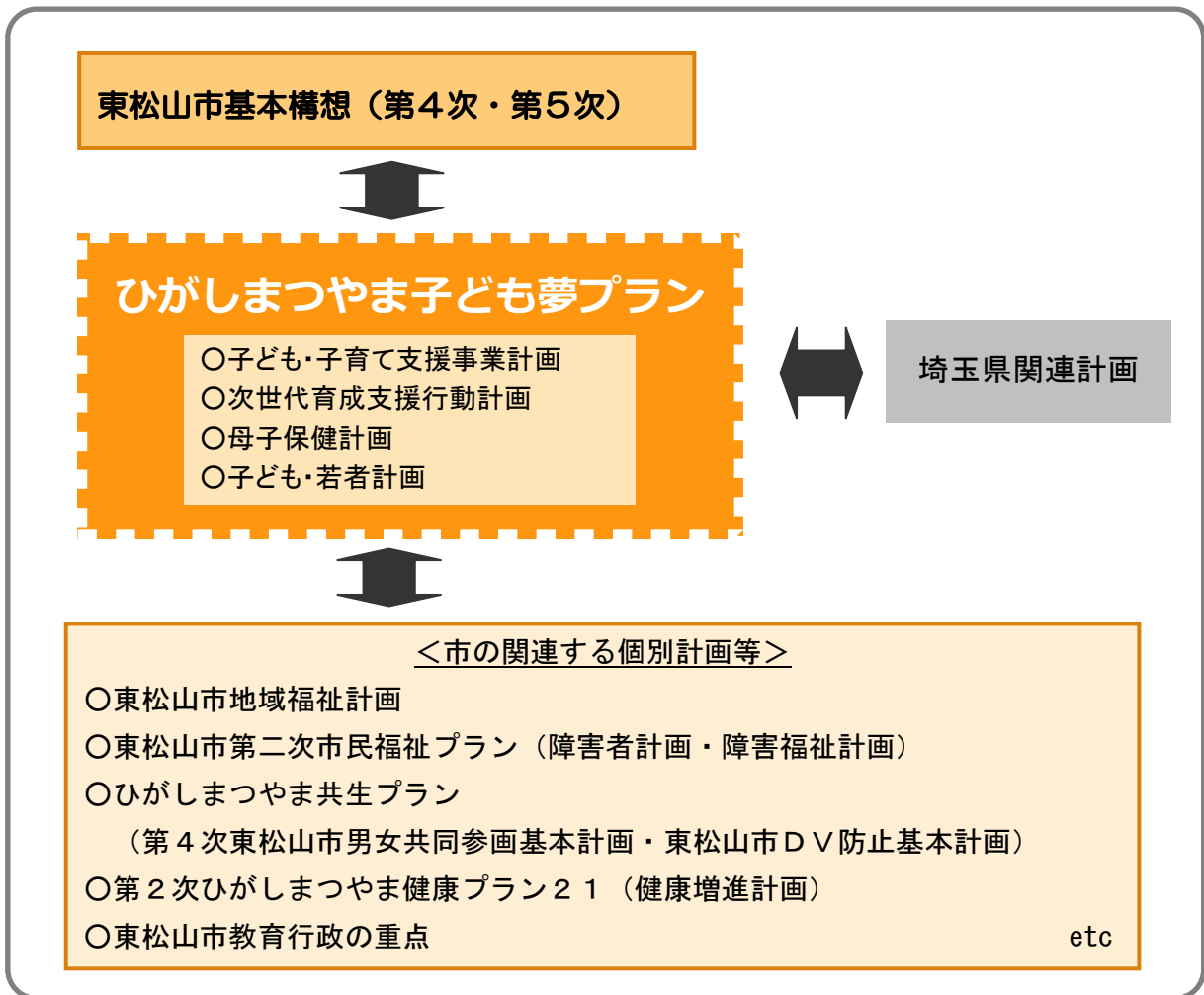
本計画は、平成 24 年 8 月公布の子ども・子育て支援法第 61 条※²に基づくとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「東松山子どもすこやかプラン（東松山市次世代育成支援・後期行動計画）」を引き継ぐ計画として策定したものです。

また、関連分野である「母子保健計画」や、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」も包含した計画としています。

さらに、本計画は、東松山市基本構想を上位計画とし、保健・福祉の分野別計画（地域福祉計画、障害者計画・障害福祉計画、健康増進計画など）や男女共同参画基本計画、教育行政の重点などと整合を図りながら進めていくものです。

本計画の策定にあたっては、「東松山市子ども・子育て支援に係るアンケート調査」、子ども・子育て会議、グループインタビュー、パブリック・コメントを実施し、市民の意見を反映しています。

◆ 計画の関連図



※² 「市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

3 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの5か年とします。なお、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
東松山子ども すこやかプラン	計画期間										
ひがしまつやま 子ども夢プラン				策定		計画期間				策定	新計画

4 本計画における対象範囲

本計画は、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「子ども・若者計画」も含むため、通常の児童の範囲（概ね 18 歳まで）を超えた 30 歳代までを対象とします。